

ご存じですか 成年後見制度

成年後見制度は、認知症の方、
知的障害のある方、精神障害のある方などが
安心して生活できるように、
保護し、法律的に支援する制度です

成年後見人等が
本人の意思を尊重しながら
身上保護や財産管理を行います

成年後見制度は、たとえばこんな時のための制度です

Aさんは、夫の死後、ひとりで生活してきました。子どもはなく親族との付き合いもありません。親や兄弟はすでに亡くなっています。

将来、認知症になり預貯金の管理ができなくなったら、自分の代わりに誰がしてくれるのかと不安に思っています。

身寄りがなく 将来が心配なAさん



前もって任意後見契約を結んでおくと、認知症になったとき、自分で選んだ任意後見人が財産管理や介護保険の手続きなどを行ってくれます。



Bさんは、最近認知症の症状が現れはじめました。

親族のひとりが面倒をみるといってBさんの家に上がり込み、判断能力が不十分なBさんの預貯金を勝手に使い込もうとしています。

しかしBさんは理解できません。

預金を勝手に 使われそうなBさん



認知症になり、財産管理が難しくなった時には、親族等が家庭裁判所に法定後見開始を申立てることにより、成年後見人等が選任されます。その後の財産管理は、成年後見人等が行うことになります。



知的障害のあるCさんは、地域の施設に通所しながら父親とふたりで暮らしています。ある日、高額な英会話の教材の購入を強引にすすめられ、断りきれず契約してしまうところでした。たまたま父親が帰宅して契約せずに済みましたが、これからも同じような悪徳商法の被害にあうかもしれないと不安です。

悪徳商法の被害に あいそうなCさん



成年後見制度では知的障害など判断能力の不十分な方が、その状態に合わせて「補助」「保佐」「後見」開始の審判の申立てを行うことで、財産管理などの支援を受けることができます。



精神障害のあるDさんは、夫とふたりで生活していましたが、夫が急死してしまいました。

相続の手続きが必要ですが、Dさんひとりでは手続きができません。

誰かの支援が必要ですが、助けてもらえる親族もいません。

相続の手続きが できないDさん



Dさんのように身寄りのない方は、区長が法定後見開始の申立てをすることができます。成年後見人等が選任されることにより、Dさんの財産管理などを成年後見人等が行うことになります。



※成年後見人等＝法定後見制度の「成年後見人」「保佐人」「補助人」の総称として表記
※後見人等＝法定後見制度の「成年後見人」「保佐人」「補助人」、任意後見制度の「任意後見人」の総称として表記



よこはま成年後見推進センターキャラクター
こうちゃん すいちゃんズ

成年後見制度は2つに分けられます

「補助」「保佐」「後見」からなる**法定後見制度**（P.3）と
あらかじめ本人が後見人になる人を決めておく、**任意後見制度**（P.7）に分けられます。

法定と任意 それぞれの特徴

後見人等には、親族だけではなく、第三者や法人になることもできます。
また、複数の後見人等を選任することもできます。

	法定後見制度	任意後見制度
選任方法	家庭裁判所が職権で選任します	自分で後見人になる人を決めます
報酬	家庭裁判所が決めます	任意後見契約時に報酬額を決めておきます
監督	家庭裁判所 (場合によっては成年後見監督人等)	任意後見監督人

後見人等の活動

※任意後見人は、取り決められた代理権の範囲で任意後見監督人の監督のもと活動します。（詳細はP.7・8を参照）

本人の意思を尊重し、身体や生活状況に配慮しながら、本人に代わり、財産管理や契約などの法律行為を行います。

事務計画	活動を開始するにあたって、本人の生活や財産の調査を行い、これからの生活や収支について計画を立て、家庭裁判所に提出します。	
身上保護	住まいに関すること	借家の契約や家賃の支払いなど
	医療に関すること	医療機関の受診、治療、入院などの契約、その費用の支払いなど
	福祉サービスに関すること	入所施設やヘルパー利用契約、個別支援計画などの確認、入退所の手続きや費用の支払いなど
	生活に関すること	本人の状況把握、生活の見守りなど
財産管理	日常的な金銭管理 預貯金に関する取引 必要な手続・費用の支払	収入の管理（年金、給与、預貯金、生命保険など） 支出の管理（生活費、公共料金、税金、保険料など） 銀行や郵便局などの金融機関との取引 不動産など重要な財産の管理・保存・処分など 相続人としての遺産分割手続など 〔補助・保佐・任意後見の場合は代理権の範囲内〕
事務報告	実際に行った後見事務（身上保護・財産管理）について、 1年毎に活動報告・財産目録・収支報告を家庭裁判所に提出します。	

後見人等の権限が及ばない・権限が与えられていないこと

- × 被後見人等の身元引受人・保証人
- × 手術等の医療同意
- × 買物・通院同行などの事実行為
- × 本人の死後の事務（葬儀・火埋葬・相続手続）など※



※本人死亡後は後見人等の権限は消滅します。本人の死後の事務は、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」により、成年後見人に限り、家庭裁判所の許可を得て、一定の範囲内（火埋葬、債務の支払等）で行うことができます。

法定後見制度の類型と権限

法定後見制度は補助・保佐・後見の3つに分かれます。

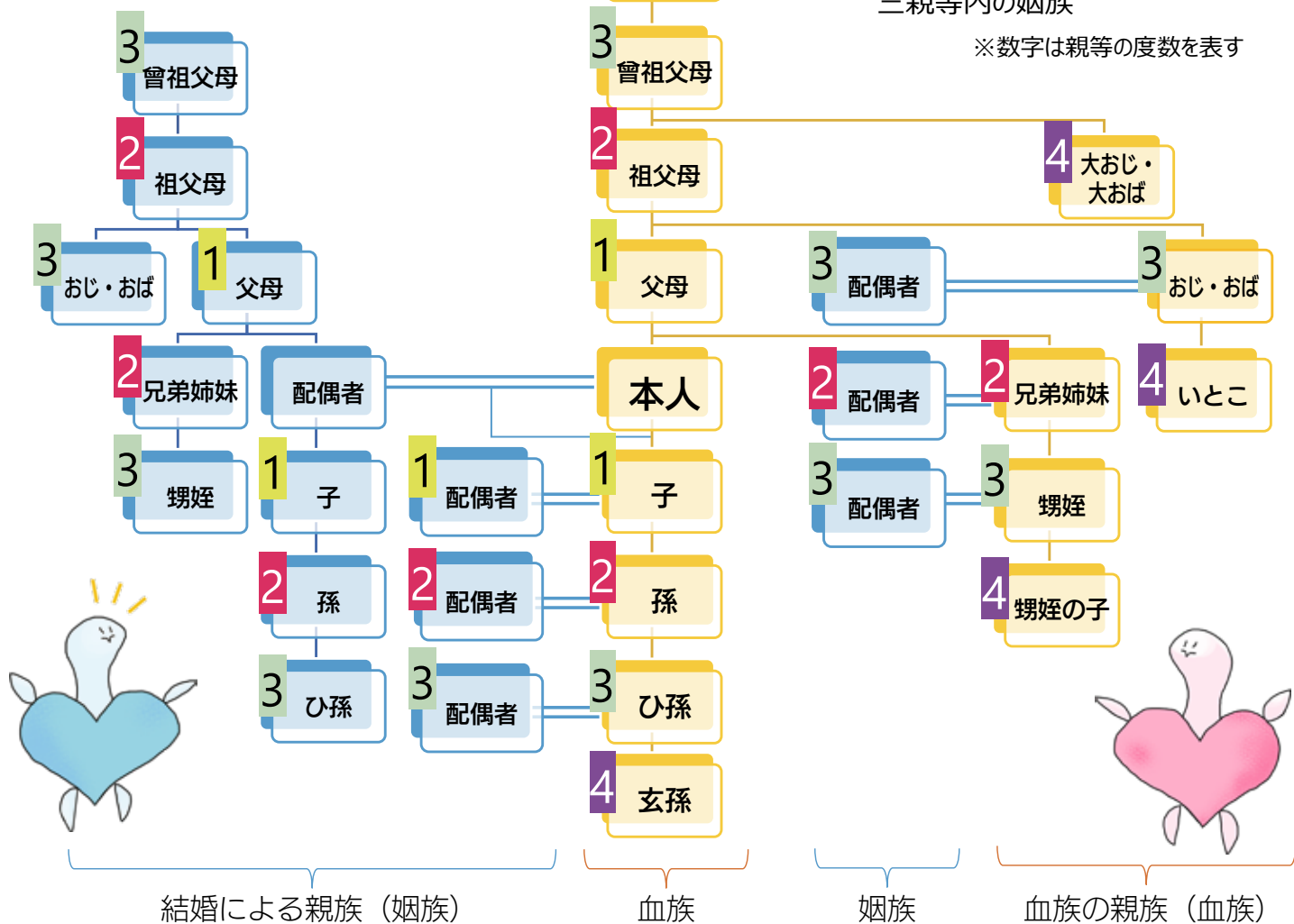
- 親族等の申立人から法定後見の開始の審判を申立て、家庭裁判所で適任と思われる成年後見人等が選ばれます。
- 補助・保佐・後見のいずれを申し立てるかは、医師の診断書を参考にして決めます。
- 場合によって成年後見人等を監督する監督人が選ばれることがあります。

類 型		補 助	保 佐	後 見
要件	対 象 者	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などをひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方
	鑑定の要否 (原 則)	不 要	必 要	必 要
開始手続	申 立 人	本人、配偶者、 <u>四親等内の親族</u> ※1 (P.4) 成年後見人など、成年後見監督人など、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長		
	本人の同意	必 要	不 要	不 要
代理権	付与の範囲	特定の法律行為 (申立ての範囲内)		財産に関するすべての法律行為
	付与の審判	必 要	必 要	不 要
	本人の同意			
同意権・取消権	付与の範囲	特定の法律行為 (申立ての範囲内) (民法13条1項所定の行為の一部)	民法13条1項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為※
	付与の審判	必 要	不 要	不 要
	本人の同意			
	取 消 権 者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人
一般的責務		本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮		

※成年後見人には同意権はありません (被後見人には契約能力がないとされているため)

※1

四親等内の親族図



親族の範囲 (民法 725 条)

六親等内の血族、配偶者、
三親等内の姻族

※数字は親等の度数を表す

※2

代理権・取消権・同意権

代理権

本人に代わり成年後見人等が、取引や契約など法律行為をする権限

(例) ・通帳から本人に代わりお金を引き出すことができます。
・本人に代わり、施設入所の契約をすることができます。

取消権

本人が成年後見人等の同意なしに行った法律行為などを取り消す権限

(例) ・本人が一人で必要のないリフォーム契約をしてしまった時、成年後見人等の同意なしにした契約は、成年後見人等が取り消すことができます。

同意権

(※保佐・補助のみ)

本人が契約など法律行為をするときにそれを承諾する権限

(例) ・家のリフォーム契約を本人がする時は、保佐人・補助人の承諾が必要です。
・親が亡くなり、相続をする場合は、保佐人・補助人の承諾が必要です。

同意権・取消権の範囲「民法 13 条 1 項各号所定の行為」

- 1 元本 (例: 預金や貸金などの元金) を領収したり、これを利用すること
- 2 借財 (借金) をしたり他人の保証をすること
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること
- 4 訴訟を行うこと
- 5 贈与、和解又は仲裁契約をすること
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
- 7 贈与若しくは遺言により与えられる財産を拒絶し又は負担のついたこれらを受けること
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- 9 民法 602 条に規定する期間を超えて賃貸借をすること
- 10 上記 1 ~ 9 の行為を法定代理人としてすること

法定後見手続きの流れ

申立て準備

- 必要書類を揃え、成年後見人等の候補者を決めたりします。
(※必要書類は P. 6 参照)

申立て

- 本人の住所地もしくは居住地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。(※家庭裁判所に予約が必要)

審判手続き

- 本人に面接したり、状況を調査したりします。
- 親族へ意向を問い合わせます。
- 必要に応じて医師による鑑定が行われます。

審判

- 成年後見人等が決まります。
- 本人や成年後見人等に通知されます。

即時抗告 2 週間

※この間に法定後見の開始の審判に異議申立てができます。

審判確定

- 東京法務局に登録されます。

成年後見人等の活動開始

- 成年後見人等は、定期的に家庭裁判所へ後見事務の報告を行い、監督を受けます。(※後見事務の内容は P. 2 参照)

- 成年後見人等の辞任・解任
- 本人の死亡
- 本人の能力回復による成年後見等の審判の取消

成年後見人等の活動終了



申立て及び審判手続きに必要なもの

✦ 申立人自ら作成する書類

※申立て費用は原則申立人負担となります。

申立書・申立事情説明書※	様式に記入 ※類型によっては代理権行為目録なども記入
財産目録・収支予定表	分かる範囲で様式に記入
財産や収支を裏付ける書類 (相続財産目録)	通帳のコピーなど内容や積算の根拠となるもの (遺産分割未了の相続財産がある場合様式に記入)
親族関係図	様式に記入
本人の健康状態に関する資料	例：介護保険証、療育手帳（愛の手帳）などのコピー

✦ 作成等依頼し取得する書類

後見人等候補者事情説明書	候補者に様式にて依頼
後見人等候補者の住民票 (マイナンバー記載のないもの) (候補者の戸籍附票でも可)	候補者に依頼 候補者の住民登録地の市区町村役場 (候補者の本籍地の市区町村役場)
診断書・鑑定についての照会書	申立人が様式にて医師に依頼
本人情報シートのコピー	福祉関係者に様式で依頼し、コピーをとっておく 原本は診断書を医師に依頼する際に使用
親族の意見書	推定相続人に様式にて依頼

✦ 取り寄せる（購入する）書類

本人の戸籍謄本 (戸籍の全部事項証明書)	本人の本籍地の市区町村役場
本人の住民票 (本人の戸籍附票でも可)	本人の住民登録地の市区町村役場 (本人の本籍地の市区町村役場)
本人の登記されていないことの証明書	■郵送交付 (1通 300円) 東京法務局民事行政部後見登録課 〒102-8226 千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 ■窓口交付のみ 横浜地方法務局戸籍課 〒231-8411 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 7階
収入印紙	郵便局・法務局等 (申立手数料 800 円、登記手数料 2,600 円)
郵便切手	郵便局等 (後見 4,000 円分、保佐・補助 5,000 円分) ※裁判所が送達・送付費用として使用

✦ 区長による申立て

身寄りがない、身内から虐待を受けている、親族が協力しないなどの理由で、申立てをする人がいない方の保護を図るため、市町村長（横浜市では区長）も法定後見の申立てができます。
問合せ：各区役所高齢・障害支援課（P.10）

✦ 成年後見制度利用支援事業

成年後見の申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な方には、その費用の全部又は一部の助成があります。ただし、申立て費用については、区長が申立てを行った人を対象としています。
問合せ：各区役所高齢・障害支援課（P.10）

任意後見制度

任意後見制度とは

任意後見制度は、将来、自分の判断能力が不十分になった時に自分に代わって自分のために財産を管理してもらったり、福祉サービスの利用契約などを行ってもらえるよう、あらかじめ自ら選んだ人（任意後見受任者）と**公正証書**により契約し、依頼しておく制度です。

- ✧ 委任する契約内容は、本人の希望によって設定できます。
- ✧ **任意後見監督人**が選任されたときから、その契約の効力が生じます。
- ✧ 任意後見監督人選任前ならば、いつでも契約変更や解除ができます。
また、選任後は家庭裁判所の許可があれば解除できます。



公正証書

公証役場において、公証人が当事者の依頼を受けて作成した契約等を証明する書面です。

公証人に出張してもらうことも可能です。（別途費用必要）

任意後見契約時にかかる経費は公正証書作成費や登記費用などおおむね3万円程度です。

報酬

任意後見人の報酬は任意後見契約のときに予め、任意後見受任者と決めておきます。

任意後見監督人にも報酬が必要です。報酬額は家庭裁判所が決めます。

権限

任意後見人の権限は契約時に決めた代理権（P.3）のみです。任意後見監督人の選任前ならば、代理権の追加変更をすることができます。

任意後見人には、同意権・取消権（P.3）がありません。同意権・取消権が必要になった時や、任意後見監督人選任後に新たな代理権が必要になった時は、改めて法定後見の開始の申立てをすることになります。

任意後見監督人の役割

任意後見人を直接監督します。任意後見人は、相談や事務の報告などを任意後見監督人にします。

任意後見監督人は、任意後見人が行った事務に関して、家庭裁判所に報告をします。

任意後見手続きの流れ

任意後見人を誰にするか自分で決める



任意後見人になってくれる人と本人とで、将来、判断能力が低下してきた時に任意後見人にどんなことをお願いしたいか話し合っ

任意後見契約締結



公証役場で公正証書の契約書作成

公証人が東京法務局に登録します。

判断能力の低下

任意後見受任者が、判断能力の低下がないかを見守ります。



任意後見監督人の選任申立てを家庭裁判所にする



<申立人>本人・配偶者・四親等以内の親族 任意後見受任者

家庭裁判所が任意後見監督人を探します。

任意後見監督人が選任される



任意後見監督人が東京法務局に登録されます。

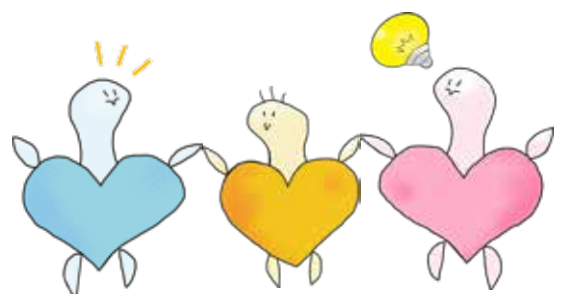
任意後見人の活動の開始



任意後見人は定期的に任意後見監督人へ後見事務の報告を行い、監督を受けます。

- 任意後見契約の解除
- 法定後見への移行
- 任意後見人の解任
- 本人の死亡

任意後見の終了



よこはま成年後見推進センター

横浜市における中核機関として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と成年後見制度利用促進のための事業を行っています。

■ よこはま成年後見推進センター（相談専用） ☎(045)201-2088 FAX 201-9116

相談対応 制度に関する問合せ	成年後見制度に関する相談を受けています。必要に応じて、お住まいの身近な相談窓口におつなぎします。
後見人の活動支援 苦情相談	親族後見人、市民後見人※の活動支援を行っています。また、後見人等に関する苦情の相談対応を行っています。

※横浜市では平成 24 年度から成年後見人等の新たな担い手として、同じ市民の立場で被後見人等を支援する「市民後見人」の養成・活動支援に取り組んでいます。

権利擁護事業（日常生活自立支援事業を含む）

高齢者や障害のある方を対象にした「相談」と「日常的な金銭管理」や「福祉サービスの利用援助」などを契約に基づき行う事業です。

■ 各区社会福祉協議会あんしんセンター（下記参照）
■ 横浜生活あんしんセンター ☎(045)201-2009（代表）

契約による サービス	■ 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス ■ 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス ※契約能力があることが条件です。また利用料も原則必要です。
専門相談 (毎週木曜日、予約制)	高齢者や障害のある方の権利擁護に関する弁護士相談を行っています。 法律的な整理や対応方法等の助言を行います。案件に対し 1 回限りの利用で、相談を受けた弁護士が解決したり、その場で受任したりするものではありません。 相談者が高齢や障害等により来所が難しい場合は、出張相談も可能です。

■ 各区社会福祉協議会あんしんセンター

区 名	電 話	F A X	区 名	電 話	F A X
鶴 見 区	504-8530	504-8530	金 沢 区	788-4766	784-9011
神 奈 川 区	311-2045	313-2420	港 北 区	533-2600	531-9561
西 区	450-5298	451-3131	緑 区	931-2550	934-4355
中 区	680-0551	641-6078	青 葉 区	972-8836	972-7519
南 区	260-2532	251-3264	都 筑 区	943-5667	943-1863
港 南 区	849-2788	846-4117	戸 塚 区	869-3139	862-5890
保土ヶ谷区	332-2797	334-5805	栄 区	896-0910	892-8974
旭 区	392-1295	392-0222	泉 区	802-2295	804-6042
磯 子 区	751-1567	751-1567	瀬 谷 区	361-2262	361-2328

質問や相談の窓口

地域包括支援センター

(お住まいの町ごとの相談窓口 / 個別の連絡先は区役所へお問合せください)

各区役所 福祉保健センター高齢・障害支援課

区 名	高齢者支援 担当(電話)	障害者支援 担当(電話)	F A X (共通)
鶴 見 区	510-1773	510-1847	510-1897
神 奈 川 区	411-7110	411-7114	324-3702
西 区	320-8410	320-8417	290-3422
中 区	224-8167	224-8165	224-8159
南 区	341-1139	341-1141	341-1144
港 南 区	847-8415	847-8459	845-9809
保土ヶ谷区	334-6328	334-6384	331-6550
旭 区	954-6125	954-6128	955-2675
磯 子 区	750-2417	750-2416	750-2540
金 沢 区	788-7777	788-7849	786-8872
港 北 区	540-2327	540-2237	540-2396
緑 区	930-2311	930-2433	930-2310
青 葉 区	978-2449	978-2453	978-2427
都 筑 区	948-2306	948-2316	948-2490
戸 塚 区	866-8439	866-8463	881-1755
栄 区	894-8415	894-8068	893-3083
泉 区	800-2434	800-2485	800-2513
瀬 谷 区	367-5716	367-5715	364-2346

各区基幹相談支援センター

(障害のある方の地域の総合相談窓口)

区 名	電 話	F A X
鶴 見 区	580-5066	582-1313
神 奈 川 区	548-4600	548-4653
西 区	594-7681	594-7682
中 区	628-1343	628-1344
南 区	264-2866	264-2966
港 南 区	370-7502	370-7503
保土ヶ谷区	333-8611	331-9030
旭 区	365-7000	365-7003
磯 子 区	778-6635	775-0050
金 沢 区	374-3463	374-3409
港 北 区	534-1214	534-1216
緑 区	929-2292	929-1961
青 葉 区	988-0105	985-1588
都 筑 区	590-6170	577-1177
戸 塚 区	828-2821	825-3199
栄 区	890-6601	892-3933
泉 区	804-6938	804-6972
瀬 谷 区	274-8300	274-8301

そ の 他

消費生活に関する契約トラブル等の相談

- 横浜市消費生活総合センター ☎(045)845-6666
横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F

- ✓ 例えばこんなとき…
- ✓ 来訪した業者に、強引に屋根工事を契約させられてしまった。
- ✓ 身に覚えのない請求書が債権回収業者から届いた。

電話等による無料法律相談の窓口

- みまもりダイヤル (神奈川県弁護士会成年後見センターみまもり) ☎(045)211-7720 (受付)
受付時間 平日9時30分～12時 13時～16時30分
- 法テラス・サポートダイヤル (日本司法支援センター法テラス) ☎0570-078-374 (受付)
受付時間 平日9時～21時 土曜9時～17時 ※対象：収入・資産等一定以下の方

成年後見制度の説明や様式

- 厚生労働省 「成年後見はやわかり」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>
- 法 務 省 成年後見制度ホームページ
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>
- 裁 判 所 後見ポータルサイト
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

成年後見制度の 問合せ先



専門職後見人の候補者の相談先

① 弁 護 士	神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり	☎(045)211-7720	相談受付時間 平日 9時30分～12時 13時～16時30分
② 司 法 書 士	リーガルサポートかながわ	☎(045)640-4345	相談受付時間 平日 10時～16時
③ 社会福祉士	神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川	☎(045)314-5500	相談受付時間 火・木(祝日除く) 14時～17時
④ 行 政 書 士	コスモス成年後見サポート センター神奈川県支部	☎(045)222-8628	相談受付時間 平日 13時～16時

※成年後見人の候補者は上記専門職以外にも、市民後見人や法人もあります。
お問合せは、横浜生活あんしんセンターまで ☎(045)201-2009

成年後見登記、登記事項証明書の申請先 (登記されていないことの証明書など)

- 東京法務局民事行政部後見登録課 ☎(03)5213-1360
所在地：〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 4階
- 横浜地方法務局戸籍課 ☎(045)641-7976
所在地：〒231-8411 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 7階

成年後見制度の申立書類提出先（申立受付）

- 横浜家庭裁判所（横浜市の場合） ☎(045)345-8001 [受付予約] *成年後見人等の窓口
受付は予約制
所在地：〒231-8585 横浜市中区寿町 1-2

任意後見契約を結ぶ窓口

*事前予約制の場合あり

● 横浜市内の公証役場		尾上町 [中区尾上町]	☎(045)212-3609
博物館前本町 [中区本町]	☎(045)212-2033	みなとみらい [中区太田町]	☎(045)662-6585
横浜駅西口 [西区北幸]	☎(045)311-6907	鶴見 [鶴見区鶴見中央]	☎(045)521-3410
関内大通り [中区羽衣町]	☎(045)261-2623	上大岡 [港南区上大岡西]	☎(045)844-1102



発行 よこはま成年後見推進センター [運営：社会福祉法人横浜市社会福祉協議会]

〒231-8482 横浜市中区桜木町一丁目1番地 横浜市健康福祉総合センター9階

横浜生活あんしんセンター内

電話 (045) 201-2088 E-mail ansin-c@yokohamashakyo.jp

2024.12版